様式１

第 471 回電波監理審議会意見の聴取　準備書面

平成　　年　　月　　日

主任審理官
伊丹　俊八　殿

利害関係者
郵便番号、住所、電話番号
氏　　名　　印（又は署名）
代　理　人
郵便番号、住所、電話番号
職　　業
氏　　名　　印（又は署名）

下記のとおり、電波監理審議会の意見の聴取における準備書面を提出します。

記

１　事案の表示
無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案
２　意見の聴取の期日に行う陳述の要旨
注１　利害関係者の氏名については、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押印（又は署名）してください。
なお、代理人を選任した場合は、利害関係者の印の押印（又は署名）は不要ですが代理人選任届（様式２）が必要です。
２　陳述の要旨は、事案について予想される利害又は述べようとする意見が明確となるように記載してください（本用紙に全部を記載できない場合は、別紙に記載して当該別紙を添付してください。）。また、引用する資料があるときは、その原本､謄本又は抄本を添付してください(添付できない場合は、その理由を記し、当該資料の所在を明示してください。)。
３　口頭による意見の聴取の際、準備書面に記載された事項以外のことについては、原則として陳述することができません。
４　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

様式２

第 471 回電波監理審議会意見の聴取　代理人選任届

平成　　年　　月　　日

主任審理官
伊丹　俊八　殿

利害関係者
郵便番号、住所、電話番号
氏　　名　　印（又は署名）

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案に関する電波監理審議会の意見の聴取において、下記の者を代理人として選任しましたので、届けます。

記

代　理　人
氏　　名
郵便番号、住所、電話番号
職　　業
注１　代理人が２名以上あるときは、列記してください。
２　用紙は、Ａ４判とし、日本語により記載してください。

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第９８５９号
大阪市中央区道修町３丁目２番５号
債務者　株式会社マドーヌコーポレーション
代表者代表取締役　上原　好治
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　和哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５号
京都府綾部市大島町柳３番地
債務者　金山建設株式会社
代表者代表取締役　金山　　実
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前11時30分
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第８７４８号
大阪市淀川区西中島６丁目６番６号
債務者　株式会社大志建設
代表者代表取締役　大友　一弥
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　姜　　永守
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５８号
大阪市西区新町１丁目14番39号
債務者　有限会社Ｔｓｕｇｕｍｕ
代表者代表取締役　青木　広積
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２１号
大阪府豊中市今在家町７番７号
債務者　有限会社ワイザー技研
代表者清算人　村井　晴郎
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝井　良光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００６２号
大阪府枚方市招提大谷２丁目１番25―301号
債務者　大井建設株式会社
代表者代表取締役　大井　　浩
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　功武
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１１５号
大阪府茨木市中穂積１丁目６番41号
債務者　株式会社新生エステート
代表者代表清算人　松井　芳郎
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　　賢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６号
埼玉県所沢市北野３丁目５番地の３
債務者　株式会社アント
代表者代表取締役　吉澤　　龍
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚田小百合
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前11時
さいたま地方裁判所川越支部